

■ひとり親控除の創設および寡婦(夫)控除が見直されます

全てのひとり親家庭の公平な税制の実現と、
▶婚姻歴の有無による不公平▶男性のひとり親

と女性のひとり親間の不公平を一同時に解消するため、次の措置が講じられます。

①ひとり親控除の創設

ひとり親控除は、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる場合、単身者に対して適用されます。

❖対象 次の要件を全て満たす人

- 生計を同一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる人
- 納税者の合計所得金額が500万円以下の人
- 事実婚と同様の関係にある相手がない人

❖控除額 30万円

②寡婦控除の改正

左記のひとり親控除に該当しない単身の女性の場合は、一定の要件を満たすと寡婦控除が適用されます。

❖対象 次の要件を全て満たす単身女性

- 夫と死別または離別(扶養親族がいる場合に限る)した人
- 合計所得金額が500万円以下の人
- 事実婚と同様の関係にある相手がない人

❖控除額 26万円

③ひとり親などの非課税措置の見直し

ひとり親または寡婦に該当し、合計所得金額が135万円以下の人は、個人住民税(市民税・県

民税)の非課税措置の対象となります。

■所得金額調整控除が創設されます

給与所得控除、公的年金等控除および基礎控除の見直しにより、収入が一定金額以上の人を対象とした所得金額調整控除が創設されます。

❖対象 次のいずれかに該当する人

- ▶納税者本人が特別障がい者▶23歳未満の親

族を扶養している▶特別障がい者を扶養している一のいずれかに該当し、給与などの収入金額が850万円超の人

- 給与所得と公的年金などに係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円超の人

■扶養控除などの合計所得金額要件が見直されます

対象者の合計所得金額の範囲が10万円引き上げられます。

要件など	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	38万円超～123万円以下	48万円超～133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下
障がい者、未成年者、寡婦およびひとり親に対する個人住民税・県民税の非課税措置の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下
家内労働者の事業所得などの所得計算特別に係る必要経費とする最低保証額	65万円	55万円

■個人住民税均等割の非課税範囲が見直されます

非課税を判定する所得に10万円が加算されます。

扶養親族などの有無	均等割と所得割が非課税になる人	均等割のみ課税される人
同一生計配偶者および扶養親族がない人	28万円+10万円	35万円+10万円
同一生計配偶者または扶養親族がある人	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+16.8万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+32万円

令和3年度の個人住民税改正内容は、令和2年分の個人住民税の申告から適用されます。申告相談の受け付け開始は令和3年2月15日の予定です(日程の詳細は令和3年1月中旬にお知らせします)。

令和3年度の個人住民税が改正されます

令和3年度から適用される個人住民税(市民税・県民税)[令和2年分の収入]の主な改正点についてお知らせします。

【問い合わせ】本館市民税課(☎41-3524)

■給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替がされます

給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

①給与所得控除の改正

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます
- 給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円超となり、その上限額は195万円に引き下げられます

●給与所得控除額

給与などの収入金額 A	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 ~ 180万円以下	A×40%	A×40%-10万円
180万円超 ~ 360万円以下	A×30%+18万円	A×30%+8万円
360万円超 ~ 660万円以下	A×20%+54万円	A×20%+44万円
660万円超 ~ 850万円以下	A×10%+120万円	A×10%+110万円
850万円超 ~ 1,000万円以下		上限195万円
1,000万円超	上限220万円	

*給与などの収入額が660万円未満の場合は、所得税法別表第5を参照してください

②公的年金等控除の改正

- 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます
- 上記に加え、所得に係る合計所得金額(公的年金などに係る雑所得を除く)が1,000万円を超え2,000万円以下の場合是一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が引き下げられます
- 公的年金などの収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額は、195.5万円が上限となります

●公的年金等控除額

公的年金などの収入金額 A	公的年金等控除額 改正前	公的年金等控除額改正後		
		所得に係る合計所得金額(公的年金などに係る雑所得を除く)		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 ~ 410万円以下	A×25%+37.5万円	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円
	410万円超 ~ 770万円以下	A×15%+78.5万円	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円
	770万円超 ~ 1,000万円以下	A×5%+155.5万円	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 ~ 410万円以下	A×25%+37.5万円	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円
	410万円超 ~ 770万円以下	A×15%+78.5万円	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円
	770万円超 ~ 1,000万円以下	A×5%+155.5万円	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

③基礎控除の改正

- 基礎控除額が10万円引き上げられます
- 合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて控除額が減少します
- 合計所得金額が2,500万円を超えると、基礎控除は適用外となります

●基礎控除額

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下		43万円
2,400万円超 ~ 2,450万円以下	33万円	29万円
2,450万円超 ~ 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		—